

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月13日
三木市立自由が丘中学校

1 基本方針の策定について

(いじめの定義)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(基本理念)

いじめはいじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為（人権侵害）であり、人として決して許される行為ではない。全ての生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものであるという認識を持つことが大切である。また、これらのことを生徒が十分に理解し、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策を行う。いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指し取り組む。

2 いじめへの対応について

(1) いじめの未然防止

- (ア) 学校の最重要目標の一つに「いじめを許さない学校」を掲げいじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、生徒会によるいじめ追放宣言や人権意見発表会等を実施し、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (エ) 保護者並びに地域住民その他の関係者とスムーズに情報交換や相談ができるようにネットワークづくりを行うなどの連携を図りいじめの未然防止に努める。

(2) いじめの早期発見

(ア) いじめ調査等

- ①生徒対象いじめアンケート調査 年2回（6月、10月）
- ②教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年2回（6月、10月）

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置
- ③ そうだん箱の設置（校長室前）

(ウ) いじめの防止等のための教職員の資質の向上

- ①いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- ②教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員の人権感覚を磨く。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル講演会等を行う。

また、インターネット上の不適切な書き込み等について、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する等、適切な措置をとる。特に、SNS やオンラインゲーム等のいじめについては、契約者である保護者の協力が必要であり、生徒の端末データの確認や削除等、保護者と連携して対応にあたる。

(4) いじめ事案への対応と組織について

いじめの防止等の対策及びいじめの認知、通報等を受けた場合には、いじめの対応を迅速かつ実効的に行うため、「いじめ対応チーム」による緊急対策会議を開催する。

< 構成員 >

校長、教頭、生徒指導担当教員、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

< 活 動 >

(ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

(イ) いじめ防止に関すること。

(ウ) いじめ事案に対する対応に関すること。

(エ) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

< 開 催 >

毎週金曜日に生徒指導委員会と兼ねて開催する。

いじめ事案発生時は緊急開催とする。

< いじめに対する措置 >

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) 「いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び三木市子どもいじめ防止センター、三木警察署等と連携して対処する。

(カ) いじめの解消とは、① いじめに係る行為が止んでいること（※少なくとも3か月を目安）、② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととし、その確認方法は、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

3 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を、三木市教育委員会及び三木市いじめ防止センター、三木警察署に速やかに報告する。

(2) 速やかに「いじめ対応チーム」による緊急対策会議を開催する。

(3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係と必要な情報を適切に提供する。

4 年間指導計画

《R8 年間指導計画》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議	職員会議※1 生徒指導委員会 いじめ対応チーム会議 ・指導方針 ・指導計画		緊急対応会議の開催、事案発生時 いじめ対応チーム会議	いじめ対応チーム会議	いじめ対応チーム会議	いじめ対応チーム会議 ・情報共有
未然防止に向けた取組	人権教育の年間計画 道徳教育の年間計画 生徒会による いじめ追放宣言 薬物乱用防止教室	情報モラル講演会 交通安全教室 人権意見発表会 PTA人権講演会	学級・学年づくり 人間関係づくり ※3			学級・学年づくり 人間関係づくり ※3 弁護士によるいじめ 防止出前授業(1年)
早期発見に向けた取組			いじめ アンケート① ※2 教育相談			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議	いじめ対応チーム会議	緊急対応会議の開催、事案発生時 いじめ対応チーム会議	いじめ対応チーム会議	いじめ対応チーム会議	いじめ対応チーム会議	いじめ対応チーム会議 ・来年度のまとめ ・来年度の課題検討
未然防止に向けた取組	学級・学年づくり 人間関係づくり ※3			学級・学年づくり 人間関係づくり ※3		
早期発見に向けた取組	いじめ アンケート② ※2		カウンセリングウィーク			

※1 職員会議:いじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を提示し全教職員で共通理解を図る。

※2 いじめアンケート:学校の実態に応じて随時実施することを原則とする。

※3 学級・学年づくり/人間関係づくり:宿泊行事や学校・学年行事等を活用し、人間関係づくりを計画的に進める。